LM法律事務所
LM Law Offices

ＬＭ　ニュースレター　Vol. ６　　平成２５年１１月

消費税転嫁対策特別措置法のポイント

平成 24 年 8 月，「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し，現行 5%とされている消費税率（地方消費税を含みます）は，平成 26 年 4 月 1 日に 8%，平成 27 年 10 月 1 日に 10%へと段階的に引き上げられることとなりました。

消費税増税に関連して，平成 25 年 10 月 1 日より，「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が施行されています。この法律は「消費税還元セール禁止法」などと称されてマスコミで大きく報道されましたので，すでに耳にされている方も多いと思います。

本稿では，消費税転嫁対策特別措置法のポイントを説明します。

１　消費税の「転嫁」

はじめに，法律の名称の一部にもなっている消費税の「転嫁」の意味を明らかにします。

税金には直接税と間接税があります。直接税は納税義務者と税負担者とが一致することが予定されている税金であり，法人税，所得税，相続税，贈与税などがこれにあたります。

他方，間接税は納税義務者と税負担者とが一致しない税金であり，本稿のテーマである消費税のほか，酒税やたばこ税などがあります。

消費税は，原則として国内のすべての財貨やサービスの販売・提供に対して課税され，製造・卸・小売の各取引段階における事業者に納税義務が課されます。そして，税の累積を回避するため，納税額は売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して計算し（仕入税額控除），事業者はその差引税額を納付します。**各事業者は消費税相当額を財貨やサービスの価格に上乗せすることによって次の段階の事業者へ転嫁し，最終的に消費者が消費税を負担することになります**（消費者の負担税額は，事業者の納付税額の合計と一致します）。

2　転嫁対策の重要性

消費税増税にあたっては，事業者が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備することが必要であるとされました。例えば，中小事業者の場合，価格の決定権が商品やサービスの提供先（買い手）にあることも多く，力の強い取引先から消費税の価格への転嫁を拒否され，若しくは，厳しい価格競争のなかで消費税を価格へ転嫁することができなくなるといった事態も想定されます。**前述のとおり消費税の納税義務を負うのは事業者です。そのため，消費税を適正に価格へ転嫁できなければ，本来は消費者が負担すべき税金を事業者が代わって負担しなければならなくなります。消費税増税によって中間段階にある弱い立場の事業者にしわ寄せが行くことがあってはならず，消費税の引上げを円滑に実施していくうえで，特に中小零細事業者が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備することが重要な課題とされたのです。**特に今回は短期間のうちに二度にわたる税率引上げが予定されています。政府は，平成元年の消費税導入時や平成 9 年の消費税率引上げの際も，消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るための措置を講じていますが，今回は従前にも増して転嫁対策が重要であるとされました。

このような事情のもと，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として，平成 29 年 3 月 31 日までの時限立法として成立したのが消費税転嫁対策特別措置法です。

3　消費税転嫁対策特別措置法の概要（４つの特別措置）

消費税転嫁対策特別措置法は，以下の **4 つの措置**を講じることによって，消費税の円滑かつ適正な転嫁を図ろうとしています。

① 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

② 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

③ 価格の表示に関する特別措置

④ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

①の**「消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置」**は，減額や買いたたきなどの消費税の転嫁を阻害する行為を禁止するものです。

②の**「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置」**は，「消費税還元セール」など，消費税の転嫁を阻害する可能性のある広告や宣伝などを禁止するものです。

③の**「価格の表示に関する特別措置」**は，消費税の総額表示（税込価格表示）義務を緩和するものです。

④の**「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置」**は，独占禁

止法の適用除外として，転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定についての共同行為）や表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定についての共同行為)を認めるものです。

消費税が増税されるのは平成 26 年 4 月 1 日からですが，消費税転嫁対策特別措置法はすでに平成 25 年 10 月 1 日から施行されています。したがって，事業者は増税に先立ってこの法律の内容を理解し，法律の規定を遵守しながら事業活動を行う必要があります。また，増税前からこの法律によって認められた特例措置を利用することによって，消費税増税時の事務負担を軽減することもできます。

以下，4 つの特例措置の内容を順に見ていきます。

4　①　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置（減額・買いたたき禁止！）

（1）特定事業者と特定供給事業者

消費税転嫁対策特別措置法は，「特定事業者」が「特定供給事業者」に対して，減額や買いたたきなどの行為によって消費税の転嫁拒否をすることを禁じています。特別措置の対象はあくまで「特定事業者」の「特定供給事業者」に対する行為であって，あらゆる事業者の行為が対象とされているわけではありません。

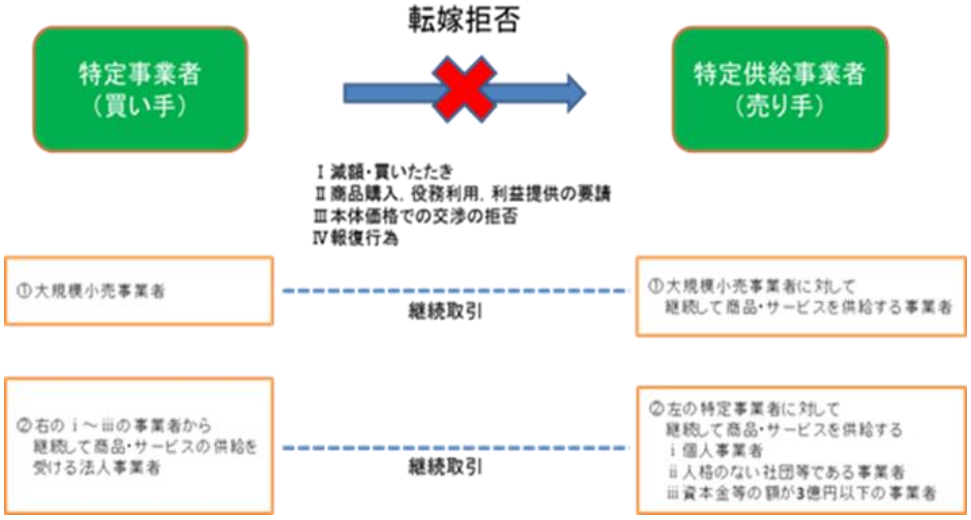

それでは，どのような事業者が「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するのでしょうか。

❶　特定事業者（買い手）

「特定事業者」は，以下の①及び②の事業者とされています。

①　大規模小売事業者

大規模小売事業者とは，一般消費者によって日常生活の中で使用される商品の小売業者であって，以下のいずれかに該当する規模の大きな事業者のことをいいます。

ⅰ　前事業年度の売上高が 100 億円以上であること（事業者がフランチャイズ事業本部であるときは，その加盟店の売上高も含めた金額です）

ⅱ　店舗面積が一定以上（東京特別区・政令指定都市内は 3000 ㎡以上，その他の区域内は 1500 ㎡以上）であること

② 個人事業者，人格のない社団等である事業者，資本金等の額が 3 億円以上の事業者から，継続して商品やサービスの供給を受ける法人事業者

❷ 特定供給事業者（売り手）

「特定供給事業者」は，以下の事業者とされています。

① 上記❶①の特定事業者（大規模小売事業者）に対して，継続的に商品やサービスを供給する事業者

② 上記❶②の特定事業者に対して，継続的に商品やサービスを供給する個人事業者，人格のない社団等である事業者，資本金等の額が 3 億円以下の事業者

いずれも特定事業者との継続的な取引関係が必要とされています。取引が継続して行われる場合は一方当事者の立場が強くなりがちであり，転嫁拒否行為等を法で禁止する必要があると考えられたためです。

（２）禁止される転嫁拒否行為等の類型

特定事業者は，平成 26 年 4 月 1 日以降に特定供給事業者から受ける商品又はサービスに関して，消費税の転嫁を阻害する以下の 4 つの類型の行為をしてはならないとされています。前述のとおり，消費税転嫁対策特別措置法は，平成 25 年 10 月 1 日より施行されていますので，現時点で以下にみる行為は禁止されていることになります。

Ⅰ減額・買いたたき
Ⅱ商品購入，役務利用，利益提供の要請
Ⅲ本体価格での交渉の拒否
Ⅳ報復行為

Ⅰ　減額・買いたたき

合理的な理由なく，既に取り決められた商品又はサービスの価格を事後的に減じて支払い（減額），若しくは，通常よりも低い価格を定めること（買いたたき）によって消費税の転嫁を拒否すること。

ここでいう「通常よりも低い価格」とは，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ後の税率を加算した額をいいます。

公正取引委員会が公表しているガイドライン（平成 25 年 9 月 10 日付「消費税の転

嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方」，以下「公正取引委員会ガイドライン」といいます。）には，問題となり得る行為の具体例が列挙されており，例えば，消費税率引上げ分を上乗せした結果，計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合は**減額行為**になり得るとされています。また，**買いたたき**の例として，本体価格が 100 円の商品について，平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げ後の対価を 105 円のまま据え置く場合が挙げられています。

もちろん，商品又はサービスの価格を減額したり，通常よりも低い価格を定めたとしても，そのことに合理的理由があるのであれば，禁止される転嫁拒否行為には該当しません。たとえば，納品された商品が不良品であったことから代金を減じて支払ったり，大量発注によってコスト削減ができたために通常よりも低い価格が定められた場合などです。ただし，合理的理由の有無は，事実上，特定事業者において主張し，立証しなければなりません。そのため，特定事業者としては，万一の場合に備えて，合理的理由を基礎づける資料・記録を残しておくことが重要になります。

Ⅱ　商品購入，役務利用，利益提供の要請

消費税率引上げ分の全部又は一部を価格へ上乗せする代わりに，特定供給事業者に自己の指定する商品を購入させ（商品購入），サービスを利用させ（役務利用），又は経済上の利益を提供させる（利益提供の要請）こと。

消費税率引上げ分を上乗せする代わりに交換条件を出すイメージです。公正取引委員会ガイドラインでは，取引先に商品の購入金額を増やすよう要請したり，自社の宿泊施設の利用を要請する場合などが**商品購入**・**役務利用**の要請の例として挙げられています。また，消費税の転嫁の程度に応じて，取引先ごとに目標金額を定めて協賛金を拠出することを要請する場合や，通常必要となる費用を負担することなく，取引先に対して，従業員等の派遣又は増員を要請する場合などが**利益提供**の要請の例として挙げられています。

これらに形式的に該当する行為であっても，取引上の合理的必要性があり，特定供給事業者に不当な不利益を与えない場合は，禁止される商品購入，役務利用，利益提供の要請にはあたりません。もっとも，前記同様，合理的理由の有無は特定事業者において主張・立証しなければならないと考えられますので，万一のときに説明できるようにしておくことが重要になります。

Ⅲ　本体価格（税抜価格）での交渉の拒否

価格交渉において，消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申し出を拒むこと。

Ⅳ　報復行為

特定供給事業者が，公正取引委員会等に対して，上記Ⅰ～Ⅲの行為があることを知らせたことを理由として，特定事業者が特定供給事業者から供給を受ける商品やサービスについて，取引の数量を減じ，取引を停止し，その他不利益な取扱いをすること。

（３）政府による取締り

特定事業者が上記Ⅰ～Ⅳに違反する行為をした場合は，政府による取締りの対象となります。

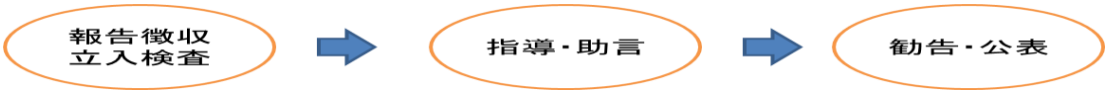

①　報告徴収・立入検査，指導・助言

公正取引委員会，事業を所管する大臣等，中小企業庁長官は，違反行為の是正のために必要があるときは，特定事業者や特定供給事業者に報告をさせ，事務所や事業所への立入検査を行い，違反行為を防止・是正するために必要な指導・助言を行います。

ここで，公正取引委員会や中小企業庁長官のみならず，事業を所管する大臣等も主体とされたのは，当該取引業界に通じた監督官庁に権限を与えることによって，より適切かつ迅速な対応が可能になると考えられたためです。

公正取引委員会ガイドラインによれば，指導の内容の例として，以下のものがあげられています。

i	転嫁を拒否した消費税額分を支払うこと
ii	遡及的に消費税率引上げ分を対価に反映させること
iii	転嫁と引き換えに購入させた商品を引き取り，商品の代金を返還すること
iv	役務の利用料又は提供を受けた利益を返還すること
v	消費税を含まない価格で価格交渉を行うこと
vi	指導に基づいて採った措置を特定供給事業者に周知すること
vii	違反行為の再発防止のための研修を行うなどの社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに，その内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること
viii	今後，転嫁拒否等の行為を繰り返さないこと

なお，公正取引委員会等の報告要求に従わず，若しくは虚偽の報告をし，又は検査を拒むなどした場合には罰則規定が設けられています（50 万円以下の罰金）。

②　措置請求，勧告・公表

事業を所管する大臣等，中小企業庁長官は，違反行為があると認めるときは公正取引委員会に対し，適当な措置（勧告・公表）をとるよう求めることができます（措置請求）。また，違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われているときや，特定供給事業者

が受ける不利益の程度が大きいとき，違反行為が繰り返し行われる蓋然性が高いときなどは，必ず措置請求がされます。

そのうえで，公正取引委員会は違反行為があると認めるときは，特定事業者に対し，速やかに消費税の適正な転嫁に応じること，その他必要な措置をとるべきことを勧告し，勧告をしたときはその旨を公表します。指導・助言と同様に措置請求を経て行われる勧告にも強制力はありませんが，外部への公表によって事実上の抑止力が働くことが期待されています。

なお，特定事業者が勧告にも従わなかった場合には，排除措置命令（違反行為をした者に対して，違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分）や課徴金納付命令（一定の算式に従って計算された金銭を国庫に納めさせることを内容とする命令）といったより強力な独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）上の制度によって対応していくこととなります。

５　②　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

（１）規制の対象

消費税転嫁対策特別措置法は，平成 26 年 4 月 1 日以降における取引について，事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告などの表示を行うことを禁止しました。政府は，この規制の趣旨について，あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに，納入業者に対する買いたたきや，競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするためであると説明しています。

先ほどみた転嫁拒否行為等の禁止規制は特定事業者の特定供給事業者に対する行為を対象とするものでしたが，これからみる転嫁を阻害する表示の禁止規制は，全ての事業者を対象にしており，事業者であれば消費税の課税事業者に限りません。

そして，事業者が商品又はサービスの供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が禁止の対象となります。

消費者庁が公表しているガイドライン（平成 25 年 9 月 10 日付「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」，以下「消費者庁ガイドライン」といいます。）では，本規制は，消費税分を値引きする等の宣伝等を禁止するものであり，「消費税」という文言を含まない表現は，宣伝や広告の表示自体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ，禁止される表示には該当しないとしています（後述のとおり，「消費税 8%分還元セール」は禁止される例としてあげられていますが，「8%還元セール」は禁止対象外とされています)。他方，「消費税」という文言を含まない表現であっても，「増税」又は「税」な

どの文言を用いて実質的に消費税分の値引きをする等の趣旨の宣伝や広告を行うことは禁止されると説明されています。

（２）禁止される表示の具体例

消費税転嫁対策特別措置法は，以下の３つの類型の表示を禁止しています。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

消費者庁ガイドラインには上記①ないし③の類型に該当する表示の具体例が掲載されていますので，その一部を以下に引用します。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

ⅰ「消費税は転嫁しません」
ⅱ「消費税はいただきません」
ⅲ「消費税は当店が負担しています」
ⅳ「消費税はサービスします」
ⅴ「消費税還元」，「消費税還元セール」
ⅵ「当店は消費税増税分を据え置いています」

② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

ⅰ「消費税率上昇分値引きします」
ⅱ「消費税8%分還元セール」

③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

ⅰ「消費税相当分，次回の購入に利用できるポイントを付与します」
ⅱ「消費税相当分の商品券を提供します」
ⅲ「消費税増税分のお好きな商品1つを提供します」
ⅳ「消費税増税分を後でキャッシュバックします」

（３）禁止されない表示の具体例

消費者庁ガイドラインには，禁止されない表示の具体例として，以下のものが掲載されています。

ⅰ 消費税との関連がはっきりしない
「春の応援セール」,「新生活応援セール」
ⅱ たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの
「3%値下げ」,「3%還元」,「3%ポイント還元」
ⅲ たまたま消費税率と一致するだけの
「10%値下げ」,「8%還元セール」,「8%ポイント進呈」

たまたま消費税率の引上げ幅と一致する「3%値下げ」,「3%還元」などといった表示を事業者が消費税分を値引きする意図で行っている場合が問題となりますが，消費者庁は,「本条は，消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止するものですので，当該表示が本条により禁止される表示に該当するか否かの判断においては，事業者の主観的意図を問うものではありません」としています。

また，消費税率の引上げの時期に，引上げ幅と同じ割合での値引きが行われば，消費者は消費税分の値引きと認識するように考えられますが，消費者庁は「『消費税』といった文言を含まない表現については，宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ，禁止される表示には該当しません」という見解を公表しています。

（４）政府による取締り

事業者が消費税転嫁対策特別措置法に違反する表示をした場合は，政府による取締りの対象になります。

報告徴収
立入検査 → 指導・助言 → 勧告・公表

① 報告徴収・立入検査，指導・助言

消費者庁長官，公正取引委員会，事業者の事業を所管する大臣等，中小企業庁長官は，違反行為の是正のために必要があるときは，事業者にその表示に関する報告をさせ，事務所や事業所への立入検査を行い，違反行為を防止・是正するために必要な指導・助言を行います。

なお，報告要求に従わず，若しくは虚偽の報告をし，又は検査を拒むなどした場合には罰則規定が設けられています（50 万円以下の罰金）。

② 措置請求，勧告・公表

そして，公正取引委員会，事業者の事業を所管する大臣等，中小企業庁長官は，違反行為があると認めるときは消費者庁長官に対し，適当な措置をとるよう求めることができます（措置請求）。違反行為が繰り返し行われる蓋然性が高いときや，消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるときは必ず措置請求がされます。

そのうえで，消費者庁長官は，違反行為があると認めるときは，事業者に対して，速やかにその行為を取りやめることその他必要な措置をとるように勧告し，勧告をしたときはその旨を公表します。

なお，事業者が勧告にも従わなかった場合には，より強力な排除措置命令を規定する景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）が適用されることになります。

６　③価格の表示に関する特別措置（総額表示義務の緩和）

（１）総額表示義務

「総額表示」とは，消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が，値札やチラシなどにおいてその取引価格を表示する際に，消費税額を含めた価格を表示することをいいます。平成 15 年の消費税法改正によって総額表示が義務化され，平成 16 年 4 月から実施されています。

総額表示の義務化について，政府は，「税抜価格表示」では，消費者はレジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分かりにくく，また，同一の商品やサービスでありながら「税抜価格表示」の店と「税込価格表示」の店が混在していると価格の比較がしづらいという不都合性を挙げ，総額表示の実施によって，かかる煩わしさを解消し，消費者の利便性を高めることを目的としたと説明しています。

消費者が 1 円単位で関心を持つガソリンスタンドの価格表示を例にみると，店頭に設置された看板に表示される価格がいずれかに統一されていなければ，消費者に誤解を与える可能性が多分に想定されますので，総額表示を義務付けることよって消費者の利便性が高まるということも理解できます。

（２）総額表示義務の特例措置

これから行われる消費税率引上げは，総額表示義務の導入後にはじめて行われるものです。また，今回は短期間のうちに 2 回にわたって税率が引き上げられることから，事業者の値札貼替え作業などの事務負担が増大することは必至です。なかには，店舗の外壁や大きな看板など，修正が容易でないものに商品やサービスの価格を表示している事業者もありますので，短期間のうちに 2 回も表示の修正を要するものとすると，その負担は相当なものになります。

そこで，消費税転嫁対策特別措置法は，事業者の負担を考慮して総額表示義務を緩和し，平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間，消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは，現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（以下「誤認防止措置」といいます。）を講じているときに限り，税込価格を表示することを要しないとしました。

これにより事業者は，❶税込価格表示のほか，❷税抜価格表示の方法によって価格を表示することができるようになります（税込価格が明瞭に表示されている限り，税込価格と税抜価格との併記も可）。また，財務省が公表しているガイドライン（平成 25 年 9 月 10 日付「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」，以下「財務省ガイドライン」といいます。）によれば，❸値札の貼替えが間に合わない等の事情により，新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合や，❹前もって値札の貼替えが行われることにより，新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合も本特例の対象になるものとされています。

消費税転嫁対策特別措置法は，平成 25 年 10 月 1 日から施行されていますので，すでに現時点でこの特例措置を利用することができます。これから平成 26 年 4 月にかけて特例措置を利用した表示が街中で多く見られるようになっていくものと思われます。

なお，税込価格を表示しない事業者はできるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないとされています。

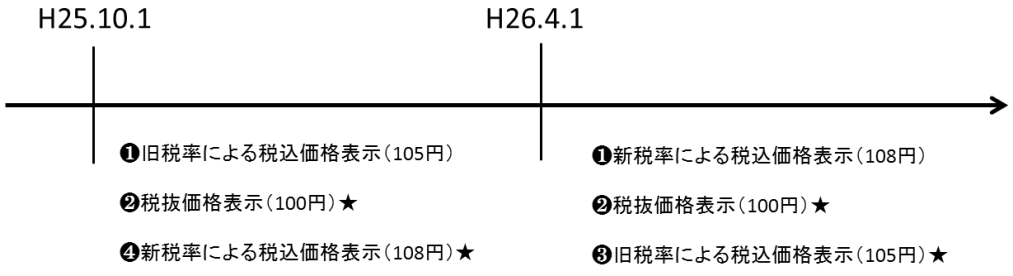

★印は，誤認防止措置を必要とする場合

（３）誤認防止措置

前述のとおり，総額表示義務は緩和されましたが，消費者の利便性に配慮する観点から，税込価格表示をしない場合は誤認防止措置が必要となります。

財務省ガイドラインによれば，誤認防止措置としての表示は，「消費者が商品等を選択する際に，明瞭に認識できる方法で行う必要がある」とされ，誤認防止のための表示が，「商品等の代金決済を行う段階までなされておらず，店内のレジ周辺だけで行われている」といった場合や，表示が「一般消費者にとって見づらいものであるなど明瞭になされていな

い場合」などは誤認防止措置が講じられていることにはならないとしています。

以下では，場合を分けて，どのような表示が誤認防止措置として適当な表示なのかについて見ていきます。

Ⅰ　税抜価格のみを表示する場合の誤認措置

ⅰ　個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

財務省ガイドラインでは，値札，チラシ，看板，ポスター，商品カタログ，インターネットのウェブページなどにおいて，次のような表示がなされていれば誤認防止措置を講じていることになるとされています。

① ○○○円（税抜き）	② ○○○円（税抜価格）
③ ○○○円（税別）	④ ○○○円（税別価格）
⑤ ○○○円（本体）	⑥ ○○○円（本体価格）
⑦ ○○○円+税	⑧ ○○○円+消費税

ⅱ　店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

また，個々の値札等において税抜価格を明示することが困難である場合，次のような表示も誤認防止措置に該当するものとされています。

① 個々の値札等においては「○○○円」と税抜価格のみ表示し，
別途，店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に，
明瞭に「当店の価格は税抜表示となっています。」といった掲示を行う。

② チラシ，商品カタログ，インターネットのウェブページ等において，
個別の商品価格の部分には「○○○円」と税抜価格のみ表示し，
別途，消費者が商品を選択する際に目に付きやすい場所に，
明瞭に「本チラシ（本カタログ，本ウェブページ等）の価格は
全て税抜表示となっています」といった表示を行う。

Ⅱ　新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合

財務省ガイドラインでは，次のような措置が誤認防止措置の例として挙げられています。

個々の値札等においては「○○○円」と旧税率に基づく税込価格を表示し，
別途，店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に，
明瞭に「旧税率（5%）に基づく税込価格を表示している商品については，
レジにて改めて新税率（8%）に基づき精算させていただきます。」
といった掲示を行う。

Ⅲ　新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合

財務省ガイドラインでは，次のような措置が誤認防止措置の例として挙げられています。

個々の値札等においては「○○○円」と新税率に基づく税込価格を表示し，
別途，当該商品の置かれている棚等の消費者が商品等を選択する際に
目に付きやすい場所に，
明瞭に「既に新税率（8%）に基づく税込価格を表示している商品については，
3月31日まではレジにて5%の税率により精算させていただきます。」
といった掲示を行う。

7　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

（１）転嫁カルテルと表示カルテルの許容

カルテルとは，事業者又は事業者団体の構成事業者が連絡を取り合い，本来，各事業者が各々決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決める行為をいいます。価格はもちろんのこと，販売方法や営業戦略について話し合うことも問題になり得る行為と考えられています。

消費税転嫁対策特別措置法は，平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における商品・サービスの供給を対象とする以下の 2 つの共同行為（カルテル）を，公正取引委員会への届出等を要件として，平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は，独占禁止法に違反することなく行えることとしました。

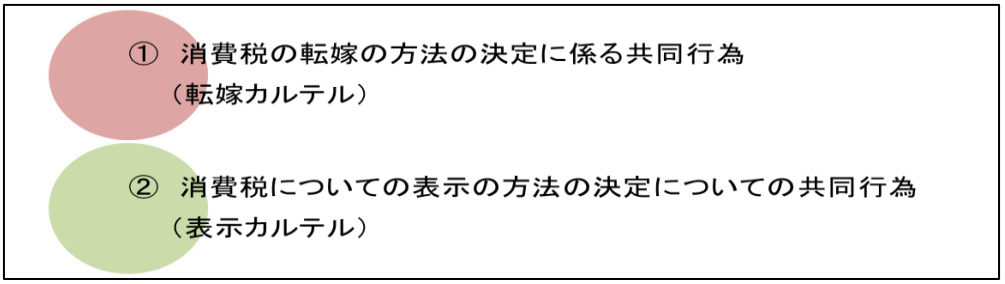

このうち，転嫁カルテルは，市場における価格形成力が弱い中小事業者に配慮して認められたものです。例えば，中小事業者が取引先との商談の際に，所属する事業者団体において本体価格に消費税増税分を上乗せする決定がなされたと説明することによって，消費税の価格への転嫁がスムーズに行くことが期待されています。そのため，転嫁カルテルについては参加事業者の 3 分の 2 以上が中小事業者（業種により，従業員規模・資本金規模が定められています）であることが必要とされています。

他方，表示カルテルにはそのような要件はなく，全ての事業者・事業者団体が行うことができます。

（２）転嫁カルテルの具体例

公正取引委員会ガイドラインでは，「消費税の転嫁の方法の決定」として行うことができる行為の例として，以下のものがあげられています。

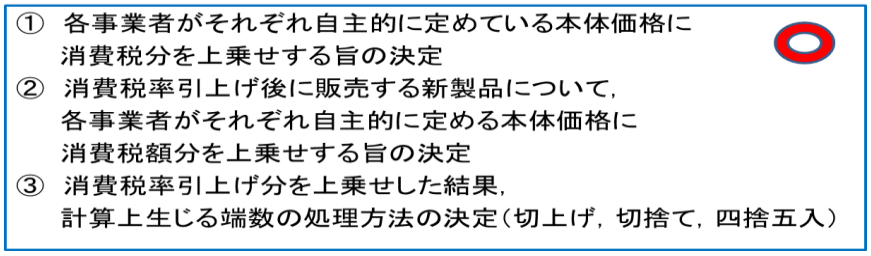

（３）表示カルテルの具体例

公正取引委員会ガイドラインでは，「消費税についての表示の方法の決定」として行うことができる行為の例として，以下のものがあげられています。

Ⅰ　消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定
　ⅰ　税込価格を表示する場合
　　①「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定
　　②「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定
　ⅱ　税込価格を表示しない場合
　　① 個々の値札に，税抜価格を表示した上，「+税」と表示する旨の決定
　　② 個々の値札は税抜価格を表示した上，商品棚等の消費者の見やすい場所に，「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定
　　③ 個々の値札は税率引上前のままとし，商品棚等の消費者に見やすい場所に「消費税は新税率で計算した額をいただきます」などと表示する旨の決定
Ⅱ　見積書，納品書，請求書，領収書等について，消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し，統一的に使用する旨の決定
Ⅲ　価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

（４）申請の状況

平成 26 年 4 月 1 日以降の取引を対象とする転嫁カルテル及び表示カルテルは，すでに消費税転嫁対策特別措置法の施行日である平成 25 年 10 月 1 日より，公正取引委員会へ届け出ることによって許容されます。

つい最近もガソリンスタンドの業界団体が価格表示を従来どおりの総額表示にする方針を固めた旨の報道や，大手スーパーを取引先とする中小事業者が多く加盟する食品業界の団体が，転嫁カルテルの申請を決定したといった報道がなされるなど，カルテルの申請は着実に増加しているようです。

（執筆者　弁護士　高木　洋平）

LM法律事務所
LM Law Offices
東京都千代田区永田町２－１１－１
山王パークタワー２１階
ＴＥＬ　０３－６２０６－１３１０

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではありませんので、個別の案件については、当該案件の個別の状況に応じた弁護士の助言を受けて下さい。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。